

那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和3年7月7日（水）午後1時30分

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者 議長 福田耕四郎 副議長 木野 広宣
議員 原田 陽子 議員 小泉 周司
議員 小池 正夫 議員 石川 義光
議員 關 守 議員 大和田和男
議員 富山 豪 議員 花島 進
議員 寺門 厚 議員 古川 洋一
議員 萩谷 俊行 議員 勝村 晃夫
議員 武藤 博光 議員 笹島 猛

欠席者 議員 君嶋 寿男

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡邊 莊一 次 長 横山 明子
次長補佐 大内 秀幸

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐以上及び発言者）

市長 先崎 光 副市長 谷口 克文
教育長 大縄 久雄 保健福祉部長 平野 敦史
こども課長 加藤 裕一 こども課長補佐 住谷 孝義
菅谷保育所長 工藤 裕子

会議に付した事件

- (1) 食物アレルギーのある園児への給食の誤提供について
…執行部より報告あり
- (2) 一般質問の実施方法について
…実施方法の内容を確認

議事の経過（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午後1時30分）

事務局長 お疲れさまでございます。

本日は、新型コロナウイルス感染症対応としまして、3密を避けるため、できるだけ間隔を空けております。また、換気のためドアのほうを開放しております。それから、マスクの着用をお願いします。

それでは、ただいまより全員協議会を開会いたします。

まず最初に、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 お忙しい中、全員協議会に出席を賜りました。大変ご苦労さまでございます。

今日の案件については、お手元に配付した2件の案件でございます。ひとつ慎重なご審議を賜りたい。よろしく願いをいたしまして、ご挨拶に代えさせていただきます。

ご連絡をいたします。

会議は公開をしております。傍聴可能でございます。また、会議の映像、庁舎内のテレビに放送をしております。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔明瞭をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方はご配慮を願います。

ただいまの出席議員16名であります。欠席議員は君嶋議員の1名であります。定足数に達しておりますので、これより全員協議会を開会をいたします。

会議事件説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため議会事務局職員が出席をしております。

まず最初に、市長からご挨拶をいただきます。

市長 こんにちは。本日の全員協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素より市政運営につきまして特段のご配慮を賜り厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症のことでいろいろご心配をいただいておりますが、65歳以上の方々については過日ご報告を申し上げまして、7月末で大体目安がつくと。先日、12歳までのの方々について接種券を送らせていただきました。お手元に届いて安心をされている方、あるいはこの先どうなんだという方もいらっしゃると思います。

報道等でご存じのように、国からの供給が大分前より予定よりも減ってきたということで、現在、担当のほうでは日程を組み直して、供給量に合わせたスケジュールを組んで、その都度、皆様にお知らせをします。タウンメール等の手法を使ってお知らせをするという段階で今準備をしておりますので、ご理解とご協力をいただきたいと思います。

さて、本日の全員協議会におきましては、6月30日にファクスで議員の皆様にお知らせをいたしました菅谷保育所に通園する食物アレルギーのある園児1名に対し、誤ってアレルギー反応を起こす食材の入った給食を提供し、アレルギー症状を起こさせる事案が発生した件につきまして説明をさせていただきます。

本来、あってはならない事案であり、市政を預かる立場として遺憾であり、園児や保護者の方に深くお詫び申し上げるとともに、議員の皆様方にも大変ご心配をおかけいたしましたこと、深くお詫びを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

今後は本事案を踏まえ、再発防止を徹底し、このような事故を二度と起こすことのないよう、組織を挙げて取り組んでまいります。

詳細につきましては、本日の資料に基づき、担当がご説明申し上げますのでよろしくお願いたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、次第に従いまして、議事に入ります。

まず最初に、食物アレルギーのある園児への給食の誤提供について、執行部から説明を求めます。

こども課長　こども課長の加藤でございます。ほか関係職員が出席しております。よろしくお願いたします。

着座にて失礼いたします。

食物アレルギーのある園児への給食の誤提供について。

令和3年6月30日水曜日、菅谷保育所に通園する食物アレルギーのある園児1名に対し、誤ってアレルギー反応を起こす食材の入った給食を提供し、アレルギー症状を起こさせる事案が発生したのでご報告いたします。

1、事案発生日時及び場所でございます。

令和3年6月30日水曜日、午前11時25分頃、菅谷保育所内でございます。

2の概要でございます。

11時25分頃、小麦粉と卵のアレルギーを持つ保育園児へ、アレルギー食材を含む給食を誤って配膳しました。摂食の直後に気づき、すぐに保護者に連絡を取りました。保護者からは10分以内にアレルギー反応が現れなければ問題ないとの返答があり、保育士が園児の様子を観察していました。

13時15分頃、耳、おでこ、膝裏、背中等に蕁麻疹の症状が現れたため、保護者に再度連絡を取り、保護者が保育所へ対応薬を持参することとなりました。

13時40分頃、保護者が対応薬を飲ませるが、症状が治まらないため、救急車を要請いたしました。

14時25分頃、救急隊員の判断により、ドクターヘリを要請いたしました。ドクターヘリで県立こども病院へ搬送され、処置を受けて、症状は治まりました。経過観察のため、入院の措置が取られております。

それから、7月1日、翌日木曜日は、15時30分頃退院。

7月2日金曜日は、7時50分頃、通常の通園となっております。

3番、原因についてでございます。

食物アレルギーのある園児にはアレルギー食材を使わない対応食を別に用意、提供しております。この対応食は、配膳するワゴンの見えやすい場所に置いてあるのが通例でございますが、当日は見えにくい位置に配置してしまったと。このため配膳する保育士は、当日はアレルギー対応食はないものと誤認し、アレルギー反応を起こす食材の入った普通食の給食を当該園児に提供してしまいました。

4番、再発防止についてでございます。

食物アレルギーのある園児に提供する給食については、那珂市保育所における食物アレルギー対応マニュアルに基づき対応してまいりましたが、このたび職員の確認作業の不備

により、アレルギー症状を起こす事案を生じさせてしまいました。

マニュアルの手順を再度確認するとともに、翌日の7月1日木曜日から下記の再発防止策を取りました。これまでの対策を補強するものとしまして、食物アレルギーのある園児の給食は、各自専用の食器を用意し、個別のトレイに配膳しました。これにより普通食の給食と一目で区別できるようにしました。

次です。

アレルギー対応食の食器及びトレイは、配膳するワゴンの誰もが見えやすい場所を定位置としまして目立つ表示を行いました。複数の配膳する保育士が、トレイに調理員がつけたアレルギー食材を使っていないことが記されたチェック表を声に出し合って確認をしています。

それから、新たに導入した対策でございます。当該園児のアレルギー食材と対応食を保育室のホワイトボードに表記し、担任保育士の全員が一目で分かるようにしました。これにより給食の食材を確認しながら提供をしています。

当該園児への対応食は、ほかの園児の普通食とは別に配膳し、ほかの園児の給食に触れることのないよう距離を置いた場所で提供をしております。

説明は以上でございますが、本来あってはならない事案であり、園児や保護者の方に深くおわび申し上げますとともに、議員の皆様大変ご心配をおかけしましたことに対しまして、深くおわび申し上げます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 ただいま執行部からの説明が終わりました。

何かお尋ねしたいことはございますか。

古川議員 ちょっとお尋ねします。

原因についてのところに書いてございます配膳するワゴンの見えやすい場所に置いてあるのが通例。

ただ、その日は見えにくい位置にあったと。ちょっとイメージが湧かないんですけども、どんなイメージなんですか。

こども課長 配膳するワゴン車があるんですが、ワゴンが段になっていまして、通常は上のほうに見えやすいところに置いてあるはずだったんですが、それが下のほうに、段の下の奥のほうに配膳してしまって、それが確認できなかったというところなんです。

古川議員 確かに今のご説明で見づらい場所であることは間違いないんでしょうけれども、そこは、見ないということなんですか。低くてもその棚というか、そのスペースがある以上、全部見るのが当たり前のような気がするんですけども、見づらい場所だったから見なかったというふうになっちゃうんですけども。

こども課長 補足説明させていただきますと、すみません、アレルギーの対応食がある場合は、今までも一見して分かる色が違うトレイに分けてあるんですが、通常、誰でも食べられる

普通食になりますと、今まではトレイを全員同じ色にして配膳をしていたんですが、一見して見えないところがあると普通食だと、全員普通食だと勘違いをして、確認はしていたんでしょうけれども、確認不足ということだろうと考えています。

古川議員 そうなんでしょうけれども、だから、じゃ、ごめんなさいね。アレルギーの対応食というのは、一見して、どこに置いてあるかは別として一見分からないものなんですか。

こども課長 通常はアレルギー対応食がある場合は、先ほど言いましたようにトレイが別な色になっていますので、分かります……

古川議員 場所じゃなくて見た目の話です。

こども課長 見た目、分かります。

古川議員 外見が違うんですか。

こども課長 はい。普通のトレイは白なんですけれども、その対応食の場合は黄色、トレイもお皿も黄色ということですよ。

古川議員 であれば、見づらい場所であっても棚というかそのスペースがあるんだから、そこを見ないんですかと。見ていれば分かったでしょうということですよ。

こども課長 見ているとは思いますが、見落としたりと。

古川議員 それは出さなかったということ、その給食は。

こども課長 はい。

古川議員 入りっ放しですか。

こども課長 後で、食べ終わってからそれがあるというのが気づいたということでございます。

古川議員 分かりました。

その見づらい場所に置いたのはどなたなんですか、給食センター。

こども課長 配膳する保育士です。

古川議員 保育士がその色の違う対応食を手にとって、奥に入れちゃったということでしょう、下の。ということは、その時点で分かっているんじゃないですかということですよ。

こども課長 すみません、訂正いたします。申し訳ありません。

そのトレイに入れる状態の場合は、その調理員が入れるというところでございます。

古川議員 調理員というのは給食センターですか。

こども課長 いえ、自前で調理する室がありますので、そちらの調理員です。

古川議員 分かりました。その方は当然、入れる場所を間違えちゃったという認識はきちんとされているわけですね。

こども課長 はい、そのとおりです。

古川議員 分かりました。状況だけちょっと確認しました。

議長 ほかにありますか。

花島議員 幾つか質問したいと思います。

今の古川議員の質問と関係あるんですが、まず菅谷保育所で普通園児の数とアレルギー

対応食が必要な園児の数はどういうふうな状況でしょうか。

こども課長 170名のうち、食物アレルギーを持つ児童は3名です。

花島議員 次に質問なんですけど、その3名の方は常時アレルギー対応食が必要なんですか。つまり、食事の内容によっては考えないでいい場合と考えなきゃならない場合が、アレルギーの程度というのは人によって違うようですから、3人一緒と限りませんけれども。

こども課長 食物アレルギーなんですけれども、その園児によって例えば小麦が駄目だとか、乳製品が駄目だということがありますので、対応食も違ってくるということです。

花島議員 そうすると、大事な点なんですけど、いつもある園児にとってアレルギー対応が必要な園児1人を取ってみると、必ずアレルギー対応食、別の、つまりほかの方とは違うアレルギー対応食が必要というわけではないということですか、時によって変わると。

こども課長 普通食と言われている皆さん誰でも食べられるものについて、例えば小麦が入っていなければそのアレルギー体質のお子さんでも食べられますので、献立によって普通に食べられるときと、対応食を作るというときがございます。

花島議員 分かりました。それで、今回は普通食でいいと勘違いしてしまったというきっかけがそこに一つあるわけですね。

もう一つ、お伺いしたいのは、概要の中に蕁麻疹の症状が現れたということがあるんですが、それ以外の例えば呼吸困難とか物すごい嘔吐感とかそういう症状はあったんでしょうか。

こども課長 せきが出始めたということが報告されております。

笹島議員 私もアレルギーなんですけれども、そばアレルギーなんですけれども、今言った食べ物に対しては非常に神経使っているんですよ。

一番肝心なのは、私もそうなんですけれども、何が入っているか分からないんですよ。いつどこでなるか分からないんで、その対応薬というんですか、これを必ず常備させないと、学校なり保護者なりですね。今のような間違いはあるかもしれないんですけども、今の食物の中で間違いで、分からなくてやっちゃう場合もあるんで、各園児さんも小麦粉と卵とか、それから牛乳とか、魚だったらサバとか、いろんなものがあるんでなかなか難しいんですね。その成分がちょっとでも入っちゃうと、必ず湿疹が起きて、目が充血して、呼吸困難になって、そのなったときにすぐ対応薬というんですか。私の場合、ヒスタミンというのがあるんですけども、市販されているんですけども、それを飲めば、大体10分くらいで治るんですけども、多分そういうのでほとんど解決すると思うんですよ。

ですから、それをちょっと、なった場合のことをちゃんとあれしておいたほうがいいと思うんですけども、いかがですか。

こども課長 すみません、この当該園児につきましては、病院からエピペンと処方箋、薬が出ていますので、そちらは保育所のほうに保管して、対応をするということになりました。

そのほかに2名おるんですけども、症状があっても軽度ということですので、そのほ

か2名の保護者の方にお話ししまして、処方箋が出ているのかどうか、出ていれば、保育所のほうで保管するというにしたいと思います。

笹島議員 各自銘々じゃなく一般の薬で大丈夫なんですよ、それ知っているかどうかかわからないですけども。それを各施設なり学校なりで常備しておけば、何かあったときにそれを飲めば間違いなく治りますんで、そのことはご存じですか。

菅谷保育所長 菅谷保育所、工藤と申します。

薬の件なんですけれども、一応菅谷保育所のほうでは、保護者の方にお話をいたしまして、病院のほうから処方されている本児の専用のお薬のみしか預からないことになっておりますので、一般の方が飲める市販薬というもののお預かりは現在しておりません。

議長 ほかにありますか。

寺門議員 那珂市保育所における食物アレルギー対応マニュアルということで、これに基づいて対応をしてきましたがというものでありますけれども、これは民間の保育所、それからあとは幼稚園ですね、小中学校等についても同じ同様の内容のマニュアルなんでしょうか。まず1点確認します。

こども課長 那珂市保育所における食物アレルギー対応マニュアルというのがございまして、まず保護者の方にどういうアレルギーがあるかというのを提出してもらいまして、それに対してどういう対処をするか。あとは、アレルギーの症状、反応があった場合にはどう対処するかというようなマニュアルでございまして。

すみません、幼稚園のほうに同じマニュアルがあるかどうかということですが、そちら確認してございませんので、確認いたします。すみません。

寺門議員 民間では、たしか3回は確認して、それから出しますよという、アレルギー対応はと言っていますよね。

今回の件でいうと、その原因がよく分かりません。人為的な確認ミスというふうには書かれています、これ調理師とそれから配膳士と、それでもう一人たしかいるはずなんですけれども、それはどうも3回目というのはやられていないような気がするんですね、この対応と。

それから、対策を補強しましたよということで書いてありますけれども、それを見るとやはりできていなかったんで、強化しますよという、トレイについてもそうですし、最終確認についてもそうです。ということは、これ調理師も職員の方ですよ。民間、よそでできていることがなぜできないのというところをちょっと聞きたいんですよ。これあっちゃいけないことなんで、いや、軽くて済んだからよかったというわけじゃない。これ駄目ですよ、そういう理解。皆さん、そんな感じしますけれども、とんでもない話ですよ。

この菅谷保育所だけのマニュアルなのか、当然これは私立、民間も役所も関係ありませんので、同じ安全、子供の命を守るということでは知らないというのもちょっと問題だし、幸いなことに軽く済んでよかったなというのは、本当につくづく思いますけれども、いや、

本当にこれ一步間違えば大変な騒ぎになっちゃうんで。

だから、原因分析がすごく甘いと思いますよ。これどうなんですか、真相は。原因は何なんですか。

こども課長 まず、人的なミスでございまして、確認作業を怠っているというところがございます、結論的に言えば。あと複数回の確認ということが、マニュアル等でも載っておりますが、それに従わずというか確認作業を怠ったというのが、最大の原因でございます。

それから、各ほかの民間の保育所等にもこちらの情報はお伝えしまして、厚生労働省のほうによります「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」というものがありますので、そちらも同じくお配りしていきたいと考えております。

以上です。

寺門議員 マニュアルを配布して終わりということじゃなくて、誰がどういうふうにはチェックをしていくんだというのはきちっと確認していかないと駄目ですよ、それ。多分もう配布して、じゃ、これでやってくださいねで終わりにしちゃ駄目ですよ、本当に。その辺どうですか。ちゃんとやってくださいよ。

こども課長 こちらきちんとほかの保育所、民間の保育所のほうにもご説明を差し上げまして、対応の強化といいますか、マニュアルどおりに行うというような指示等をさせていただきたいと思います。

以上です。

議長 ほかにありますか。

小泉議員 すみません、この一番最後の新たに導入した対策で、別に配膳し、園児の給食の出てくる内容を距離を置いた場所で提供しますというのは、これその子だけ別な場所で食べるということですか。

こども課長 ほかの園児の給食、普通食を食べている園児さんと触れないように、誤食がないように、少し離して、そこに保育士がつきますけれども、それで距離を置いて、場所をという意味でございます。

小泉議員 もちろん今の話は、その子が間違っ隣席の子のを食べないようにということだと思ふんですけども、あまりその子だけ特別な感じを出してしまうと、その子が何ていうんですかね、特別な目で見られてしまうというか、そういうところもやはり一方では配慮する必要があると思ふんですね。

ですから、当然提供する側としては多分ここが問題ではなくて、それは当然その子が隣のものを食べるといふ可能性もあるんでしょうけれども、あまり離して、特別な感じでその子だけ給食を食べるといふような状況は、私はいかがなものかなと思いますので、そこに誰かつくんであれば、それで十分かなと思いますし、あまりその子だけが目立つような状況といふのはつくってほしくないなと思ふんですが、いかがでしょうか。

菅谷保育所長 ご指摘があった件なんですけれども、まだ1歳児ということで、ちょっと……

(「1歳」と呼ぶ声あり)

菅谷保育所長 はい、そうなんです。まだ1歳児のお子さんですので、自分で食べていいものと悪いものの判断ができませんので、今のところ最善を考えまして、そして距離のほうを取っているという状況をつくっています。

以上です。

小泉議員 はい、分かりました。1歳児なんですね。私、もう少し大きいのかなと思ったんですが。

いずれにしても、どこでバランスを取るかだと思いますが、それは現場の判断にお任せしますけれども、そういったところでも一定の配慮は必要かなと思うんで、その辺の配慮もできればお願いしたいと思います。

花島議員 議員のほかの方の意見を聞いて、また1つ。

1つは、チェックの仕方なんですけれども、実際の仕事の流れに応じてそこでどこで何をチェックするかということをはっきりさせて、チェックしてもらいたいと思います。

今回の件は、普通の方と同じ食でいい場合と、そうでないときがあるというところで、そのこの区別がどこかで伝わらなかったというところから来ていますので、特にそれをお願いしたいと思います。

それから、ほかの子と分かれて食べるということに関しては、私はちょっと小泉議員と違う考えがあって、まだ1歳ですからね、どっちでもいいという部分ですけれども、もう少し大きくなったらその子ども自身も自分はそういうことに気をつけなきゃいけないんだと。それから、周りの子供たちもそういうことを考えなきゃいけないんだということも分かってもらいたいということも大事だと思いますので、それも考えながら対応を考えていただきたいと思います。

以上です。

富山議員 今回、ドクターヘリ案件になったから、やはりこのように問題視されているのかなと思うんですけれども、今までにこれ重度、軽度合わせてこの対応でこういう案件というのは起きたことというのがあるのか伺います。

菅谷保育所長 ただいまの件なんですけれども、菅谷保育所のほうでは、誤食とか誤配、配膳とかそういうものが今まではちょっとなかったんで、これが初めてのケースになっております。

富山議員 アレルギーを持っているお子さんが、これ今、菅谷保育所で3名ということですか。

3名ですから、職員全員で多分共有できるぐらいの人数だと思うんですよね。みんなで見れば間違うこともない。ただ、みんなが見ようとするから甘えが出て、見落とししたりするということがあるかもしれませんので、その辺のところを一生懸命、職員全員でやっていただきたいなと思います。お願いいたします。

議長 ほかにありますか。

古川議員 先ほど、ちょっと笹島議員がおっしゃいました、普通であればその対応薬を飲ませれば治まるんだということをお話しございましたけれども、今回は治まらなかったわけですね。親御さんが持っている薬でさえ。なぜ治まらなかったのかよく分からないんですけれども、多分そういうやつを治める薬を親御さん、持っていたんじゃないのかなと思うんですけれども、その辺はこの親御さんとどのようなお話をされましたか。

それと、その後、ドクターヘリで運ばれる事態になって、その後、こういう対策を取りますということで、こちらからそういう話をしたんでしょうけれども、もちろん謝罪をした上でね。親御さんは、もう納得して、じゃ、今後よろしくお願ひしますという話で済んでいるんですか。

こども課長 まず、7月2日の夕方にまず母親のほうに私、こども課長と保健福祉部長、あと保育所関係者で集まりまして、まず謝罪をさせていただきました。

それから詳細のところを調査しまして、7月5日の午後6時半からご両親に菅谷保育所にて、細かい経緯をご説明させていただきました。謝罪もしました。そのときは、ご両親のほうは納得はしていただいたというところでございます。

菅谷保育所長 薬の件に関しましてなんですけれども、今までこの当該園児のお子さんは、エピペンが処方されていませんでした。ですので、今回のこの事案が発生して、病院のほうからエピペンを処方されました。今までは飲み薬のみを処方されていて、おうちのほうで保護者様が預かっておりましたので、保育所のほうではこの薬のほうはお預かりしていませんでした。

今回の事案がありましたので、おうちの方とそこを協議いたしまして、エピペンとそれから内服液、そちらのほうを預かるように今回から確認いたしました。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 なければ終結をいたします。

暫時休憩をいたします。執行部は退出をお願いいたします。

休憩(午後2時05分)

再開(午後2時06分)

議長 再開をいたします。

続いて、一般質問の実施方法についてを議題といたします。

まず最初に、事務局から説明を願います。

事務局長 それでは、説明をさせていただきます。

お手元に資料なんですけれども、まず1つが、本会議の発言についてで、一部資料を追加してあるので、これも追加という部分ですね。

あとは、皆様からいただきました一般質問の実施方法に関する意見というのがございますので、まずそのご意見につきまして、提出していただいた方からご説明をいたしまし

て、その後に内容についての検討に入りたいと思いますので、よろしくお願いたします。

じゃ、この順番で、まず古川議員のほうから概要についてご説明お願いします。よろしくお願いたします。

古川議員 それでは、私から出させていただいた意見のほうをご説明したいと思います。

まず、そもそも確認したい点がございまして、これまで答弁書を頂いていない質問というのは多くの議員が行っていますよねという、私、前からお話をしておりますけれども、それに対しては議長の裁量といいますか、答えられる方いますかとか、どなたが答弁しますかとか、場合によっては事務局長がこれは誰々部長ですよというのを議長にアドバイスするとかということで、何ら今までの議長どなたがやっても問題なくやってきたような気がするんですけども。その米印のところは、そういった例もありますということをちょっと書いてあります。

そうやってうまくやってきたんではないかなと思うにもかかわらず、今回その答弁書のない質問を認めないと言い出した方はどなたなんだろかと。それはなぜなのか、誰のため、何のためなのか。それは議長がやりやすく、指名をしやすくするためなのか、それとも執行部に答弁書があれば、その日はもう全て大丈夫と、答えられるようにというようなことにするためなのか。もしくはライブ配信の話も出てきますけれども、これからライブ配信をするんだから言動に気をつけましょうねというお話が度々出てきますけれども、それをするからそういうトラブルといいますか、そういったことがないようにするためなのか、その辺がそもそもよく分からないと。

いずれにしても、例えばそのライブ配信をするということが理由であれば、だったらライブ配信はやめるべきだなというふうに私は思っています。

2番目ですけれども、議会改革度ランキングを発表している早稲田大学のマニフェスト研究所、皆様ご承知のとおりだと思いますが、が発行している「議会改革実践マニュアル」第一法規出版には、一般質問について次のように書かれています。

「質問する側も答える側もシナリオどおりに読み上げる学芸会のような議会ではなく、執行機関と徹底した討論を繰り広げることが議会の腕の見せどころなんだ」というふうに述べています。つまり、学芸会に転じた議会は議会改革に逆行するんだ。この議会改革度ランキングを出しているところがこう言っているわけですから、多分ランキングとしても落とすんだろうなというふうに私は思っています。

それから、前回、私、何度も申し上げましたこの通告というところの解釈をはっきりしていただきたいというお話をさせていただいていますが、事務局からいただいた議会の発言についてというその全員協議会、今日も出ていますけれども、7月7日の全員協議会資料によりますと、以下鍵括弧で書いたところがずらずらずらと皆さん、読んでいただいていると思うんで分かると思いますが、それをどういうふうに読んでも私には「通告とは、開会10日前までに提出したもの」であって、その後に執行部と行うのは、通告という言い

方をどこにもしていないんですね。調整と書いてあるんです。調整であって、通告ではないと私は解釈すべきだと思っています。

よって、質問は通告した事項、いわゆる大事項ですね、何々についてという質問事項、通告した事項を中心にその範囲内であれば問題ないのかなというふうにも思います。

ですから、通告外の質問は認めないという言葉そのものは、私はそのとおりだと思います。ですから、通告したものは10日前のものですからね。その範囲内であればとか、中心にという言葉が実際に事務局からいただいた資料にも書いてあるわけですから、通告とはそのようなことを言うのではないかと、私は解釈しております。

結論から言いますと、以上のことから答弁書のない質問は認めないとする現決定には反対であり、撤廃すべきだと思います。

ここが通告のない質問は認めないというのは、私は、私の解釈どおりに言えば、であれば私は通告していないものは認めないということで、私はいいと思います。

ですから、もちろん本来の通告の範囲を超えた発言、議員に対する質問、ちなみにこの行為というのは、後ほどその質問の後に全員協議会で事務局長は好ましくないですというふうに回答しています。

こういった発言は禁ずるべきだというふうに私は思っています。

5番です。申合せ事項の文書化及び配付です。

決定した申合せ事項、今、現決定では認めないということになっているわけですから、そういったことはきちんと明確に文書に残していただいて、その結論だけではなく経緯も併せて記載するということが共有化が可能だと思います。

例えば、関連質問は認めないというのが申合せ事項に載っていますが、その関連質問というのはどういうものをいうことが、今回分かっていない方もいらっしゃった。そういうことで、その経緯もこういう理由で、こういうふうな改正をしましたというようなことを書いておくことも必要なのかなと。それは、改選時など議員が変わったときには特に全議員に配付すべきだろうなというふうに思っています。

6番ですけれども、地方自治全般の勉強会の実施。

今のこれは私が先ほど通告の話は、自分の私の解釈ですというふうに申しあげましたけれども、そういう議員おのおのの解釈で賛成とか反対を述べていては正しい結論に至らないと思いますので、まずは地方自治に関する専門家、これは茨城大学とか常磐大学の先生にも一度議会改革か何かのときにかな、何か勉強会で来ていただいたことがあったと思います。とか、マニフェスト研究所の担当者などをお招きして、法を軸とした解釈、そういったことを学んだ後に、さらなる議会改革を進める必要があるというふうに私は思っております。

以上です。

事務局長 続いて、花島議員、次のページお願いします。

花島議員 私は現状制度どうのこの細かいことは置いておいて、今どう思っているかというのを書きました。

まず1番目は、事前通告制は維持すると。ただし、本会議の10日前までに概要を通告し、その後に打合せで示したもので事前通告したものとして扱うという解釈でいきたいと思っています。

2番目、本会議で通告していない質問をしてもよいが、執行部は回答を拒めるものとするということを提案したい。質問者は、この場合、通告していないことによって回答を拒まれたことに対して、再度質問できないことにしたらよいと思っています。

何でこれを入れるかと言いますと、世の中には突発的に何かあることもあって、それに対して関連している質問が既に質問通告があるときに、全くそれに触れてはいかんということになると、ちょっとそれもかたくなかなと思っています。

かといって、基本的に私は学芸会と言われようが何だろうが、執行部とちゃんと議論した中身で考えた回答をしてもらうことを大事にしたいと思いますので、それに対して執行部がすぐに答えられない場合は、通告がないので、答えられませんというふうに言ってもいいというふうにしたいと思っています。

もう一つ、反問権のことが議論になったんですが、これは趣旨の確認のための問い返し等程度にするということで、要するに質問者が自分の考えを言ったりするわけですが、それに対してああだこうだおかしいとかというんじゃなくて、あなたの質問の趣旨がよく分からない、ここのところはどうなんですかという質問を反問として扱うということです。

これについては、議長は、その辺を判断で許可してよいと思いますが、その反問の時間で、議事、何ていうんですかね、質問時間が削られても何か変かなというので、質問者の持ち時間から削ってもいいかなと思っています。これについては、特に強くこだわるものではないです。

以上です。

事務局長 続いて寺門議員お願いします。

寺門議員 私は、ほぼ議会基本条例及び市議会会議規則等々で定められた事項でいいのではないかとこのように思います。

特に、1番目、議会の発言について。令和2年12月15日、議会運営委員会、全員協議会での協議結果と。これは配慮を願うとありますので、「分かりやすい発言」、2番目が「本会議の発言は通告が原則」の項目については、那珂市議会会議規則第50条から第61条までに発言に関する規定がされておりますので、これはこのとおりで問題ないと考えます。

それから、「発言のルールを遵守」の項目の中で、一般質問通告の締切りは10日前の正午まで。これは申合せ内規、そのとおり遵守すればいいものであるというふうに考えます。

それから、「一般質問の執行部との調整」については、定例会開会前日までに終了ということで、これも期限は守るということでよろしいと思います。

ただし、執行部や情勢の変化等でその後、打合せが必要な場合は議長の許可をもらい、速やかに調整するものとしておいたほうがよいのではないかというふうに考えます。これは申合せ内規5項のとおり規定がありますので、これを削除してはいけないというふうに考えます。

それから、2つ目、一般質問における通告外の発言、答弁要求、通告事項の範囲外の発言は不可ということで示してありますが、それから那珂市議会会議規則、これ第62条から第65条及び申合せ内規1項から11項まで事細かに定められております。特に一般質問については、会議規則の第51条、第62条の定めのとおりだというふうに私も考えます。

しかしながら、一般質問においては、あらかじめ質問通告をしておきまして、事前に執行部と打合せを行っています。各質問項目ごとに所轄部長以下、課長、課長補佐、もつと下の方まで出ている場合もありますので、幅広く打合せはやっております。

しかしながら、これも一言一句、その質問に対して全部細目全て打合せができるというものではありません。特に、議会と市長及び執行部とは適度な緊張を保つ必要がありますので、また議論の場でもあります。やはり通告しておいた質問に対して、事項以外でそのやり取りの中で出てくると。これは一般質問の通告外というふうに捉えられていますけれども、これは一般質問の通告上の範囲内の調整という中で、この辺は聞きますよというふうに執行部に言っておけば別に問題はないというふうに考えます。

これはやはりその打合せの中でどうしても聞きたいということが出てくる可能性もありますし、情勢の変化等もあるので、こういうふうに考えるということです。

議長判断で執行部に答弁を求めて、答弁できるものは答弁してもらい、答えを持ち合わせていなければ、通告外なのでお答えできませんというような回答でもよろしいというふうに考えます。あくまでも議長判断で進めればよいというふうに考えます。

以上です。

事務局長 続きまして、小泉議員お願いします。

小泉議員 私、ここに挙げたものは、一般質問は現在調査している事項、委員会で、現在調査している事項については、一般質問を行わないように努めるという文章があります。実際に、その調査している事項というのが出てくるというのは、多分閉会中の継続調査申出書による調査事項というのが調査事項として出てきますので、どこを指しているのかというのをもう一度はっきりさせていただきたいという趣旨でございます。

これ職員時代に、委員会に所属する者は質問しないというようなことを私も聞いたことがあるんですね。そうなってしまうと、まさしくこの言っているとおりののか、それとも委員会で特別に調査している事項については質問しないということなのか、その辺りをもう一度はっきりして、意思統一を図りたいという趣旨でございます。

以上です。

事務局長 次、富山議員お願いします。

富山議員 私は、先ほど来あるように、今、通告・通告外の解釈、反問権の解釈、通告の範疇であっても答弁書がない質問はできないのか等も含め、今まさに議員間の中にもずれがあるように感じております。多分、この間の全員協議会もそうなのですが、議員間だけでこの解釈のずれを正そうとしても皆様主張がありまして、ずっとやはり平行線のままなのかなど。

そこで、地方自治行政に専門的知識を持っている第三者の力を借りて、開かれた議会のためにできることを含め、勉強する機会が必要だと考えます。

以上です。

事務局長 本日、君嶋議員が監査のため欠席しておりますので、次に原田議員お願いします。

原田議員 まず、通告外の発言についてですけれども、質問の要旨を通告しなければならないとの会議規則ですので、質問の要旨に沿った質問は通告の範囲内と認められるものと私は考えます。

が、それですが、質問がどうかの前に答弁書にない質問は全て通告外の発言と現在みなされるように思っており、それは疑問に感じております。そこは解釈の違いによるのかもしれませんが、行われている質問は通告性を原則とし、執行部との答弁調整はできているものとの認識でおります。何より議場での発言は、議長の許可あるいは禁止の下に行われていることから議長による采配の下、円滑な議会運営はなされていると思っています。

また一般質問において、もし通告書の範囲を超えた質問を議長が許可した場合であっても、執行部は通告外のため答弁できないなど、質問に応じた発言はできますので、細かな規定などを設けて議員の発言自体を制限すべきではなく、権限が付与されております議長が発言を許可するか、禁止するかを判断を行っていただき、公正中立に議場全体を取りまとめていただければ、特に問題はないと考えております。

そうは言いましても、通告に従って質問を行い、効率的な議会運営を目指すことは当然のことであると私も思っておりますので、質問する議員と答弁する執行部との間で調整はしっかりと行った上で、一般質問を行うべきであると思っています。

そして、次の2番目ですけれども、那珂市議会基本条例に反問権の条文がございますけれども、これによって質問に対して執行部が反問権を行使できるということですので、議員の一方的な議論ではなく、議員と執行部との相互の議論を深める必要性を認めたものではないかと考えました。私の考えではちょっと足りないとは思いますが。その確認のためにも反問権が明確に規定された背景、必要性などを改めて教えていただけたらと思っています。

最後ですが、ほかの議員の方からも提案があった専門家による勉強会の開催について、私もきちんと議会と議員の権限にする法的な根拠や知識は幅広く身につけることが必要だと思っていますので、勉強会を要望いたします。

以上です。

事務局長 続きまして、笹島議員お願いします。

笹島議員 那珂町時代から一般質問で一問一答式というのは、非常に伝統的なもので、これはもう那珂町時代も早くから行われていたんですよ。

ですから、私、これ非常にこの議会というのは、本当にその頃進んでいるなと思って、それでそれから何年か過ぎて、私が議会人になって、それで非常にそのときは自由闊達で、今のようなルールもあったようなないような、非常に質問時間、答弁時間も非常にもう時間制約もなく、長い時間やっていて、ひどいときには夜まで何かやっていたような気がしたんですね。ちょっとそのときはうんざりした部分もあったんですけども、議会の議会人というのはこんなもんかなというふうに来たものですから。

だんだんもちろん今の時代に合わせてルール化しなきゃいけない部分というのは出てくると思うんですけども、基本はやはり議会人としてのある程度の主義主張、自由闊達な意見を述べて、執行部に問いただすということが仕事だと思うんですね。私、その基本的なものはもう何年やっていますけれども、忘れないようにしているんですよ。

ですから、これが基本としてやっぱりルールも大切ですけども、やはり執行部に対しても先ほど誰か、寺門議員かな、適度な緊張感を持ってという、これが大事なんですよ。ですから、もう一つ、何か聞きたいこと、それからこれはどうしたものかなというふうに深掘りをしなきゃいけないときがあるんです。そのときにやはり質問通告内のものを、ここにも書いてありますけれども、関連質問に限ってはやはり質問をしなきゃいけないときもあると思うんですけども、そのときはそのところはやはりある程度許していただけるような形を取らなきゃいけないなというふうにして、この文章をちょっと作ってみました。

それから、2番目、これはもう海野市長時代に反問権というものができたんで、これはもう議長の、それから委員長の許可を得て、相手の執行部のほうが反問という形を取って、それで我々議員に対して質問をぶつけてくるということは、これありかなと思って。

3番目、これはちょっと基本条例の改定は、この次、こういうふうにしたらいんじゃないかということで、これは割愛させていただきます。

以上です。

議長 説明が終わりました。

ここで10分ぐらい休憩入れますか。どうですか。

再開を2時40分にいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩（午後2時27分）

再開（午後2時39分）

議長 再開をいたします。

ただいま意見書が数名の議員から提出されました。

これに対しまして皆さんのご意見を伺いたいと思います。

（「議長、事務局のほうから最初に説明をさせていただきます」と呼ぶ声あり）

事務局長 それでは、ご説明する前に、紙1枚の資料が一番後ろにあったと思うんですけども、一般質問の実施方法について、主な協議事項ということで。今、皆さんからいただいた意見を一応6つのポイントにちょっと分けて、検討をしてみたいなと思ひまして資料を作成させていただきました。

それで、まず一番最初に答弁者のない質問は認めないという件について。

これについて私のほうから若干説明をさせていただきます。まず、何人かの各議員のほうからこの件が出ていますので、説明をさせていただきます。

まずそもそもなんですけれども、どうしてこのような話になってしまったかというところなんですけれども、昨年12月の全員協議会のほうで、議会の別紙の資料にあるとおり、議会本会議の発言についてということで、議会における発言の方法や発言のルールについて皆さんにご説明をいたしたところでございます。

これはなぜこのようなこととお話をしたか、お示しをしたかといいますと、昨年9月とか12月の定例会の一般質問において通告というか、調整していない質問、こういうことや一般質問の当日に市長とか教育長に答弁お願いしますとか、そういうような件が多々あったということもあります。あとは執行部のほうも責任ある答弁をするにしてもちょっと時間がないということで、不満もあったということでございます。それから、常任委員会等で議員としての品位を損なうような言動もあったということで、12月の全員協議会でこのようなことはしないで、ルールを守って、ちゃんと発言をお願いしますということで出したものでございます。

こういうことでその12月にお話をしたところでございますけれども、その全員協議会の中で、説明している中で、資料にある一番下にあるように、その通告外、通告なしの発言に対する答弁要求、通告事項の範囲外の発言はできません（会議規則）というふうに書いてあるところがありますけれども、ここの部分で質問の通告、調整をしていない質問に対して答弁書を作っていない場合には、答弁書は作ってあるんですけれども、それに対してちょっと確認したいんですとか、ちょっともう一回その辺を再確認したいんですというように形で再質問をする場合はどうかというようなご質問が出まして、そのときに事前にちゃんと調整をしてあれば、そういうような事態にはなることはないと思いますので、やる場合には答弁書を作って、出していただければそれでできますということだったんですけれども、それがその話の中で最終的には答弁書のない質問はできませんというような話になったというふうに記憶しております。これについては、私のほうで説明したときにそういう話をいたしました。

そもそもは、今までもその答弁のない部分についても、議長が議事進行の中で容認して、ずっと今までもやっていた経緯もあります。このときにその質問、答弁書のない質問につ

いては質問できないんだよというようなその認識が皆さんの頭の中でわっと広がっていったもので、こういう形になったというふうに思っています。

これはというと、やはり基本的なルールを、議会のルールを守って質問をしてほしいということから、こういうような私のほうでちょっと発言をさせていただきました。

効果といいますと、その答弁書がないということであれば、市長なり教育長なり部長なりに、当日になってちょっと追加でお願いしますということもそういうこともなくなるだろうというような考えもちょっと私の中にはあったんですけれども、そういうことで答弁書のない質問についてはやらないことというような形になってしまいました。

それから12月以降どうなったかと申しますと、3月と6月にまた定例会を開催いたしました。その中でも現状を申しますと、まだまだ一般質問の答弁調整を前日や当日まで実施している議員もおられますし、また一般質問においても答弁書のない質問についても議長裁量で何件かは実施しているというような現状がございます。それから、発言についてもちょっと不適切な発言をしたという部分もありました。

基本的には議会の本会議の議事進行については議長が裁量で発言の許可を出しているということでございますけれども、先ほど言いましたように一般質問の答弁書のない質問についても、議長の裁量で判断して、現在も実施しているというのは現状でございます。

これにつきましても、そもそも一般質問については、事前に執行部と調整をしてくださいというようなルールがありますので、その場で議員が答弁書のない質問をしたとしても、ちゃんとその執行部と事前に調整はしているんだろうというような想定で議長のほうもある程度は認めているという部分もございます。

でも、しかしながら、その場で思いつきの質問をして、執行部に質問をして、執行部も困惑をしているというような状況もございましたので、基本的には一般質問の実施するルールを守ってやっていただければ、答弁書のない質問についてもできるというふうに考えております。

最終的には、事務局としてお願いしたいのは、やはり議会の運営というのは、基本的に規則とかそういう部分にのっとって運営をしております。基本的には議会の議会基本条例があって、会議規則、委員会条例などがあります。それから申合せ事項というのがあります。そういうのに基づいて現在、議会の運営をしているところでございますけれども、そのルールを皆さんが守っていただければ、一般質問においてなんですけれども、特にもう答弁調整が事前にしてあるということであれば、議長もそれなりに議員の自由な質問に対して答弁を許可して、答弁のほうも許可していくというような判断にもなりますので、その基本的なルールを守っていただければ、別にその答弁書がなくても、事前に調整がしてあるんだという想定の下で一般質問の運営もできると思います。

それで一般質問についての特にそのルールなんですけれども、議会の本会議の発言につ

いてということで4ページなんですけれども、ここに申合せ内規というのがあります。一般質問についての申合せの内規が11まであります。

まず1つから行きますと、一般質問の通告は定例会開会の10日前の正午までとする。これは現在も皆さん守っていただいております。

それから、一般質問の通告書には質問の要旨を具体的に記載する。これも記載していただいております。

一般質問の質問の項目数は制限しない。これも実施しております。

それから、詳細な数字等については、質問者は事前に担当課に資料を請求するというところで、これはなぜかと申しますと、一般質問においてその質問のところで、詳細な数字を聞いてもあまり仕方ないというか、あまり意味がないので、そういう部分の数字は事前に情報収集しておくということでございます。

それから5番の一般質問の執行部との調整は、定例会開会の前日までに終了することとする。ただし、その情勢の変化等により質問の内容等に変化が生じるような場合は除くということがあります。これについては遵守していただきたいんですけれども、ここにありますように定例会の前日までに一般質問の調整は終了してください。これが基本的なルールです。

現状を申しますと、それ以降もなかなか調整がつかなくて、実施している議員もいるので、こちらについては厳守をしていただきたいと思います。

なぜかと言いますと、執行部においては、それまでに全部調整して、答弁書を作成しまして、その後に部長等全員集まって、答弁書の内容を全員で検討して、正式な答弁というふうに答弁書を作成することになっております。

それから6番目は、順番については、議運のほうでくじ順より決定するというところでございます。

7番目につきましては、一般質問の重複ですね、通告した内容の質問が重複した場合は、その当事者同士で調整をお願いしますということでございます。

それから一般質問の方法は、一問一答方式とする。

9番は、一般質問の質問時間は答弁時間を含め60分以内とする。

反問に対する質疑応答は含まれない。

11番は、関連質問はこれを許可しない。

ここでよく関連質問というふうに出てきましたけれども、その関連質問の意味について、様々誤解しているというか定義が曖昧な部分があると思うんですけれども、まず関連質問というのは、一般的に言っている関連質問というのは、一般質問を例えばした方がいらっしゃいまして、それに対してそれ以外の方がその質問した方の質問に対して質問をすることが一応関連質問というのが一般的な意味でございます。

ですから、自分が質問しているやつの関連質問とか、自分が質問して、自分が関連質問

するということはありませんので、ほかの方が、第三者の人が自分の質問に対して質問するのが関連質問ということですよ。

昔、那珂町とかそういうときには、そういうものもやっていたんですけども、それについては禁止するということが許可しないということに那珂市はなっています。ほかの議会のほうではこれをやっているところもありますが、那珂市は、一般質問をした方以外の人がその質問した方に対しての質問をすることはやっていないということでございます。

それから、所属する委員会が現在調査している事項についての一般質問は行わないように努める。これは小泉議員のほうからもあったんですけども、先ほど小泉議員が言ったようなものと同じで調査事項としては、閉会中の継続調査の調査事項としては羅列してありますけれども、それが行わないようにするというのではなくて、委員会として特別に調査を現在実施している部分、例えばこの間でしたら道の駅について調査しているとか、GIGAスクールについて調査しているとか、そういう部分についてはその所管の委員会の人は、その項目について質問をしないという意味でございます。これ書き方が分かりづらいのかもしれませんが、この辺をちょっと後で検討してみますので。

一般質問については以上でございます。

ですから、答弁書のない質問については、質問をしては駄目だということは、皆さんがこの今言ったような一般質問のルールをちゃんと守っていただければ、もう事前にきちんと執行部と調整ができていものとみなしまして、特にその制限は、昔もなかったように今もなくても大丈夫だと思います。それだけだと思いますので、その辺をちょっと念頭に置いて、ちょっといろいろご協議をしていただければと思います。

議長 事務局長から補足的な説明がございました。

それでは、皆さんのご意見を伺いたいと思います。

大和田議員 私、ちょっと意見書を提出しませんでしたので、先ほど事務局からのご意見を含めてちょっと私の考えも含めてしたいと思うんですけども、皆さんの意見書も見てですね。

やはり一般質問なんですけれども、目的は市民のために限られた60分をいかに、議会もお金がかかっているものですから、60分をいかに市民のためになるかを発言する場所だと思っております。

先ほども、それで通告とか調整の話がたくさんあるんですけども、極端な話、調整がゼロで通告が100というような話、調整をしないというような形であれば、例えば執行部側からしてみれば、小項目に全部質問書けと言いたくなると思うんですよ、極端な話ですよ。そうすると、全てが通告になるというような感覚になってしまうと思うんですね。

その反対で、逆に何ていうんでしょう、調整が100で、通告をほとんどしないとなると、やはり限られた60分の中で、先ほどの笹島議員も言っていたとおり、この議会の歴史の中でずっとその夜までやっていた時代もあったというところで、限られた60分の中では非常

に市民のためにならないというところで、ちょうど今の議会、そういった歴史の中で、何ていうんでしょう、お互いの信頼関係というか、緊張の中でフィフティー・フィフティー、50・50にして、ある程度の通告、そしてある程度の調整、そして答弁をもらって、限られた60分の中でしっかりとした市民に対する議論をしてきたというふうに認識をしております。

そういった中で、やはり一般質問の中でどうしても再質問したいという内容があれば、やはり事前に議長、また調整も終わっているという中でも質問があるんだったら、議長また執行部に再質問をするよということを明らかにしてやれば、別に何ら一般質問として限られた60分の中で市民のために議論ができるのではないかと考えておりますので、そうしますと申合せ内規もさほどというか、さほどというと、本当に歴史の中でつくってきたものなので、先ほどの調査事項の点ぐらいを何か分かりやすく変えるというぐらいで事足りるのかなと、私は思います。

以上です。

議長 ほかにありますか。

武藤議員 今回、私も意見書は特に提出はしなかったんですけども、このようなことになったのは、平成24年の頃から議会改革を行ってきまして、その中で当時の議員で大体こういう方向のことでやっていこうというような経緯を基にして成り立ったのが今の在り方だというふうに思っております。

確かに、以前は笹島議員も言っていましたように、1人1日かけて一般質問をやっていた時代があります。いわゆる無制限なんです。1人2時間、質問のみ2時間で、あと答弁の時間含まないということで、もう本当その人になると1日朝から晩までやっているという時代がありまして。しかも、通告は町政全般についてというただ1行のみで、どこに何が飛ぶか分からないという時代が私も経験していたんですけども、そうなってくると課長とか後ろの席で何が来るか分からないので、非常に大変な時代、ある意味すごい緊張感がありましたけれども、もう劇場版だったと思います。

そのようなことがあったもので、徐々に徐々に改定して、今日に至ったとは思いますが、非常に平成24年以降のこのやり方については特に問題なく行われているかなというふうに思っております、あえて今さらこの内容を変える必要もないかなというふうに思っております。

ただ、ちょこっと思っていたのは、この答弁書があるかないかということだったと思うんですけども、基本的に答弁書に基づいて一般質問をしております、もし答弁書から若干ずれるというと、後ろに今でも課長とか担当職員が控えておりますので、部長としてみればちょこっと休憩を取って、後ろの課長の席に行って、詳しい書類を求めることはできるのかなというふうに思っております。

そのようなことを踏まえまして、この内容については、私は現行どおりで何ら障りはな

く、このまま続行していくのがよろしいかなと思っております。

以上です。

議長 ほかにありますか。

小池議員 私も議員になってまだ3年ぐらいで、何度か一般質問をさせていただいております。

それで、今執行部のほうから局長のほうからも説明がありましたとおり、あとはこれを意見書のほうを読ませていただきまして、私も寺門議員とか花島議員の考えに賛同しております。やはり通告をして、その中で自分の聞きたいこと、自分の聞きたいことというのは、先ほども大和田議員がおっしゃったように、市民の聞きたいことというのが一番大事なことで、それを聞くに当たっては納得するまで時間の中で執行部と打合せをして、そしてお互いに納得した上で答弁書は答弁書で確かに必要なんですけども、その中で納得する打合せをして、それで会議に臨んで一般質問をする。そして、やはり明確に分かりやすい質問をして、答弁をもらうというのがやはり私はいいのかなと思います。

それで、ここに書かれたとおり、武藤議員もおっしゃったように、ここに書いてある内規にも記されているとおり、これに対しては何ら変える必要はないと思います。

以上です。

議長 ほかに。

笹島議員 先ほど局長が言っていた答弁書がない質問は駄目だということですよ。随分縛っちゃっているけれども、それどの程度まであれしているの、それは。

事務局長 それは12月の全員協議会でできるだけ答弁、調整をした上で、一般質問してくださいという意味で言ったことですので、現在も特に答弁書がなくても、事前にちゃんと申告せどおりに、申告書に書いてあるように調整がしてあれば、特に答弁書がない質問を駄目だというような理由は何もないです。基本的にはルールを皆さん、守って実施をしていただければ。

だから、その答弁書がなくても別に、それは縛りも何もないです。

笹島議員 そうしないと、先ほど古川議員がここに書いてあるシナリオどおり読み上げる学芸会のようなという議会になってしまうということが一番やはりこれからライブになるわけだから、ある程度活発なところもお見せしないと、今いやいや本当に、ある程度ね、熱気があって、読み合わせじゃないということも視聴者は感じますからね。ですから、そのところが那珂市議会も一生懸命やっているんだということがはっきり分かると思うんですよ、ライブをやれば。

ですからある程度、あまり縛りをかけちゃうと、どの程度まで縛りをかけるか俺は分からないですけども、どうなんですか、それは。

事務局長 特に縛りはかけませんが、きちんと執行部と答弁調整をやってくださいということです。やって、例えば答弁書のない部分も調整していただければ、それで執行部もそれに対応できるということなので、その部分もきちんと調整をやっていただければ、特に答弁

書がある場合もあるし、ない場合もあるかもしれませんので、その部分はちゃんとこういう質問をするから、こういう答弁も用意しておいてくれとか、それはきちっと答弁調整をやった上でやっていただければ、特に議会の運営としては大丈夫だと思います。

それから、笹島議員が最初に言った、ただ読み合わせしているだけの学芸会みたいな議会になるということですが、それは議員のその質問の仕方にもよりますので、それは各議員でそれぞれ違うと思いますけれども。

ただ、私を感じるのは、那珂市議会の一般質問の一問一答のやり方というのは、本当に質問に対して執行部が答える、質問に対して執行部が答えるというふうにやっていますので、ほかの議会というのは大体総括的な質問で総括的な答弁というのが多くて、そういうのから比べると那珂市の議会というのは分かりやすい、聞いている人も比較的分かりやすいような議会運営をしているなというふうには感じております。

笹島議員 確かに前、何年か前ですか、よくほかの市町村から那珂市は進んだ先進的な市だということよく来ましたね。私らもそれで対応したことがあったんですけども。ですから、やはり先進的な市町村の一部なんだよね。やはりこれを守りたいと思うんですよ。

今度3番なんですけれども、これ例えば常任委員会とか何かの場合のそれに所属している人は、それは質問していいんですか、これは。3番が、現在調査している事項について行わないようにするという、ここの縛りはどうなんですか、これ。

事務局長 これはちょっとまた順番追って反問権と3番で説明をしていきたいんですけども、後でよろしいですか。今、1番のその答弁書の質問についてどうするかというのを話をしているんで、すみません。

笹島議員 何か聞いているとき、執行部が楽するようになっているような気がするんですけども、それは俺の勘違いかな。

事務局長 いや、やはり一般質問は誰のためにやるのかということを考えると、それは最終的には市民のためなんですけれども、議会の場で議員もちゃんとした質問をするし、執行部もそれに対してちゃんと公式なコメントを出さなくちゃならないんですよ。議員のほうというのは、質問するほうは、案外無責任と言っては失礼なんですけれども、何でも質問できるんですよ。

執行部というのは、言ったことに対してすごい責任を負うんですよ。なので、執行部のほうの回答としては、ある程度時間をいただいて、よく考えてから回答をしたいというのが執行部ですので、事前に調整を十分にさせていただきたいということが事務局のほうから。

ただ、これは全然執行部のためでもないです。ちゃんとしたコメントをもらえるということは、市民にとってもそれを聞いていて、ちゃんとした答えが出てくることなので、その場で思いつきの質問をして、執行部を困らせてやろうとか、その場ではすぐ出てきませんので、その部分は事前にちゃんと調整をお願いしますというのが一応一般質問の事前に調整をお願いしますというものの目的というか意味でございますので、よろしくお願ひし

ます。

笹島議員 議員というのは、やはりそのテーマに対して深掘りしていかなければ、執行部は、検討しますということばかりなんです、80%ね。ですから、その検討しますという次の意見を求めたいというのも議員の本音だと思うんですよ。

相手は、それがどこまで来るかということと、その議員と執行部のバトルまで行かないですけども、そういうことも必要だと思うんですよ。今言っていた、先ほど言ったこの読み合わせをすれば、もう全部できていますから、答弁書が。もちろん答弁書からずらした話はいけませんですけども、私が言いたいのは深掘りですよ。そのものに対してどうなんですか、その件に関してはということで、相手は言えない部分あるから同じことを繰り返しますよ、検討します、検討します。

だけれども、やはり質問する人はもやもや感がありますから、さっきから言っている執行部の話ばかりしているのは、それは分かりますよ。

でも、我々議員の立場も考えてください、やはり。議員となってやはりこういう場が市民のため、皆さんのためにこういうふうにやっていますよという一つの見せ場でもあるわけですよ、一般質問というのは。その場合に、いやいや一生懸命そこで何とかしていい答えをいただきたいというために何か一般質問をしていると思うんですけども、私はそういうつもりなんですけれども、それどうなんですか、そういうあれは。

議長 笹島議員、検討をするという言葉には非常に不満があるわけですね、質問者にしてみれば。不満というか物足りない。

だけれども、それは次の定例会前に検討した結果は、質問者に検討の結果は報告はされているわけでしょう。

(複数の発言あり)

議長 いや、それはされているんじゃないの。次の次にはされているわけなんだよ。

笹島議員 もらったことない。

議長 もらったことない。それはちょっとおかしいけれども、それは前に決めたと思いますよ。

ですから、今おっしゃっていることはよく分かるんです。答弁をちょうだいして、質問者にしてみれば、不本意な点は多いと思う。それをさらに再質問しても、それ以上の答えというのは、覆すことはないと思うんですよ。

これは何ていいますか、検討会を立ち上げて、各幹部がこの答弁に対してどういう、質問に対してどういう答弁をするか、すり合わせをするわけですね。それに対して答弁書ができた。それで質問者に答弁いたしますね。1回答弁をしたやつをさらに追求しても、それ以上の、なかなかそれ以上の答えというのは返ってこないだろうと思うんですね。今までにはそういうことがなかったと思うんですよ。

確かに質問者側からすれば、答弁の中身については理解し難い点、多々あると思います。
笹島議員 今の言っていた例えば部長にそういうあれしていますよね。それで、部長はそのと

おりに答弁書で、じゃ、その次にやはり市長の見解もいただきたいんですね。そのときに通告もしていない云々というときあるんで、戸惑った場合も今までもあったと思うんですけども、それが許される、許されない。市長はそのための市長なんで、答弁書を読み合わせるだけの市長じゃないと思うんで、そこはどうなんですか。

議長 いや、ちょっと待っていただけますか。それはいわゆるすり合わせ、執行部とすり合わせをやるわけでしょう。そのとき答弁書というのは必ず何日か後には手にしているでしょう。その時点でその答弁が、いわゆるこれ市長の答弁をいただきたいという場合には、開会前であれば、再度協議していいんじゃないですか。

それが当日になって、その質問をする当日で、思い過ごしで、あっと言ってやるのが、いわゆる答弁書のない質問ということなんだろうと、私はそういうふうに思っています。

ただ、それはその内容によっては、議長権限として1回は認めてきているんです。それが再々質問になれば、これはストップをかける。これもやはり会議規則あるいは基本条例、さらにはもっと難しいことと言えば地方自治法、そういうことにのっとった判断で、私はこの議会、本議会、あるいはこの委員会にしても公の場での行動というのはそういうふうに心がけて進めてきているわけなんです。

今、笹島議員が言っていることも私も質問者としてよく分かります。分かりますけれども、やはり最優先していただきたいというのは会議規則、基本条例、これを最優先していただきたいというのが事務局長の先ほど補足した内容なんだろうと思うんですが、いかがですか。

富山議員 通告を行い、質問調整するというのは、執行部からより詳細な答弁をもらうためであるというのは理解しております。ですから、当たり前ですが、答弁調整をしていない質問をした場合には、現在のところ分かりませんと来てもおかしくない。

だから、議場において過度に議員を縛るんじゃなくて、議長の言うとおりに、局長の言うとおりに、含みを持たせてくれているんですから、私はある程度、議長の裁量で認める認めないとかも含めて、現状どおりやっていただきたいと思っております。

議長 ほかに。

花島委員 ほかにと言われましたけれども、ほとんど同じ意見です。議長の考えで私はいいと思っています。

ただ、ちょっと違うのは、私自身は質問者として納得のできない答えがあっても、それはそのときの答えであって、また納得できなかつたら次の機会に同様の意見を言い、質問をするというふうに考えています。

市長に答弁を求めたいと、やはり事前に、これについては担当部長だけじゃなくて、市長にも答えてもらいたいと言っておけばいいだけの話ですよ。だから、そこをちょっと考えが及ばなくなって、気がついてなかった、市長に答えてもらうものだったと当日近くになって言って、聞くのは構いませんが、というか聞いてもいいルールにしてもいいと思

ますけれども、それを答えられないからといって、再度、再々度答えろ答えろというのは、議長が止めていいと思っています。

それから、何ていうのかな、要するに基本的に議会は人に見せる部分もありますよね、本会議というのは。それはそうだけれども、でもそれこそ学芸会じゃないんですよ。要するに、何かの芝居を見せているわけじゃなくて、私は意見、こういう意見を言い、こういう質問した、執行部はこういう答えをしたと、これが大事なんで、何かその思いつきのパフォーマンスみたいなもので、答えの用意のない人に質問を投げかけて、驚かせて何か取ったりとか、そういう下心は僕は全くないです。それもいいとも思いません。私自身は、多分ほかの議員と大分違って、質問はさっさと進めて、さっさと終わるんです。一部の仲間から評判が悪い部分もあるんですけれども、別の支持者からは、本当にてきぱきやって好感があるという方も何人かいらっしゃいます。だから、それは考え方ですけれども。

だけれども、一番の基本はちゃんと意見を言い、いい質問をし、そして考えた回答をもらうというのが基本だと思いますので、その回答の結果が自分の意に沿わないからといって、ねちねちやってもしょうがないというのが私の考えです。

議長 いろいろご意見があるかと思えます。

それで、今回の意見書の中にも寺門議員が、この中で文言的に、常に議会というのは緊張感というこれ文言が記載されております。これはそのとおりだと思いますよ。もうちょっとやっぱり緊張感、これを持ってこういうことに取り組んでいると思いますが、さらにお願いをしたいなど、私はそういうふうに思います。

それから、今回の意見書について、非常に私も疑問に思っている点があるものですから、逆に私のほうから質問をさせて頂きたいと思えます。

これは古川議員の1ページの上から3番目、「いわゆるそもそも答弁書のない質問を認めないと言い出した方はどなたなのか」、これはどういうことなんでしょうか。それから、その下に「誰のため、何のため」、意味が分かりません。それから、その下に議長のためということでクエスチョンマークがありますね。

私は議長としてはっきり申し上げます。会議規則に沿ったことで、私は運営を進めております。疑問点ありますか。

古川議員 ですから、今までうまくやってきたものを駄目だと言い出した方はどなたなのか。

その方に、なぜこういうことをルールづけしようと思ったのか聞いてみたいということを書いたんです、ここで。

議長 これは誰が言ったとか何かじゃなくて、これは会議規則、こういうことにうたわれていることをなんじゃないですか。誰が言ったとか何かということじゃないですよ。これ名指しでこういうことを記載するというのは、いかがなものかと思えますね。

古川議員 ですから、別に名指しでとかではなくて、何かその方の意味する趣旨が、意味するところがあったんだろうから、その辺をまず聞かないと、その人が意図していない方向に

議論が進むのが危険なので、その辺のところをまず説明していただきたいということなんです。別に誰かを責めるとかそういうことじゃないです。

議長 これ誰とか何かということに記載してあるから、私は強いて言うんです。

しかも、これからいわゆるICT、こういうことも取り組んで一生懸命担当の方が議論をして、いち早く取り入れようということでやっておりますね。そういう中で、例えばライブ配信だったら止めるべきだとか、そういう結論的なことというのはいかがなものかなと、こういう文言を。私はそういうふうに思いますよ。

皆さん、どうですか、これ。

寺門議員 今、古川議員の確認事項についての見解を議長が申し述べたんですか。確認してくれということに対して……

議長 そうです、そうです。

寺門議員 確認のご意見ですね。

議長 ええ。それはどうして確認したいかと言えば、これ疑問文であるんですよ。

寺門議員 これ事務局長、どうなんですか、これ。局長、どうなんですか、確認。できるんですか。確認してくださいよ。確認できますか、事務局長で。

いやいや、議長の意見は分かりましたよ。局長、教えてよ、これ。

事務局長 この確認というのは、一応この疑問についての確認ということによろしいですか。

寺門議員 古川議員、それでいいんですか。

古川議員 ここは文書なんでニュアンスが伝わらなかったのかもしれませんが、誰のため、何のためにするんですか。議長のためなんですか、執行部のためなんですか、会議をライブ配信するからこういうルールを設けようと思うんですか、その辺を教えていただけませんかという質問です。

議長 論外です、そういうことは。論外でしょ、これこそ。そういうことを思っているということ自体が私は疑問に思いますよ。これは全てが議会ですから、よくその辺を考えていただきたい。誰のためとか、そういう問題じゃないと思うんですよ、これは。

我々バッジ付けている方々というのは誰のためですか。

(「市民のため」と呼ぶ声あり)

議長 そうですね。私もそういうふうに思いますよ。

ですから、例えば、じゃ、誰々だった、仮に誰々だったと、これを言い出したのは。そうした場合にはどうするんですか。それ責めたってどうにもならないと思うんですよ。

古川議員 その方に聞いてみたいと言っているんです。

議長 聞いてみたいと。だから、それはいわゆるこの基本条例にうたわれている、これにのって皆さん、行動をしているんじゃないですか。ルールに従って行動をしているわけでしょう。それが誰とか彼とか、そういう問題じゃないと思うんですよ。焦点が違うと思うんですよ、私は。そう思わないですか。焦点が違うと思うんですよ。

寺門議員 これは議会としてどうということなんでしょう、要は。一人一人個人が、個人議員が構成していますけれども、議会として、じゃ、確認すべきことではないんですか。質問出ているのであれば。局長、だからさっき言いましたよね。答弁書のない質問は認めないというふうには書いてあるけれども、それは許容範囲があつてという話を言っていますよね。そこは見解を出してもらってもいいんじゃないですか。堂々巡りになって、それは時間の無駄ですよ。

議長 それはそれですけども、例えば答弁書のない質問は認めないということについて、いわゆるそれはどういうことで認めないのかということであれば、また考え方も違ってくると思うんですけども、詳細にわたって疑問文で提出されれば、これは何か疑いを感じているのかなというから、再度私はこれを提出した古川議員にお聞きしたいというのが私の本音です。

花島議員 ①の質問と②とを分けて考えなきゃいけないと思うんです。

①について、何でもこういうことになったかということ、別に答弁書がある、なしというのが第一の問題じゃなくて、打合せされているかどうかですね。その結果は答弁書という形で議長が持っているということがあったので、何かそういう話になったというだけであつて、別に誰かが答弁書がないからじゃないですよ、話があつたのが。答弁書がないことで、打合せされていないということが認識されたと。

それと、さらに加えていえば、質問されたときに執行部が返答に困つたと。その2つがあると思うんですよ。

だから、これを切り離した質問というのは、僕はあまりいい質問だと思わないです。だから、無視していいかな、誰が言い出したとか。

それから、2番目については、本人が聞きたいなら聞いてもいいけれども、違うでしょう、多分ね。このどこにも答えはないですよ。議会のためとか誰そののためじゃなくて、全体の運営のために規則なり何なりつくただけだと私は思うんです。だから、あまり妥当な質問ではないと私は考えます。

議長 ほかにありますか。

笹島議員 古川議員のこれはあれですよ、質問を認めないのは誰ですかとか、それからこれは何のためですかとか、ライブ配信はこういうんだつたらやめたほうがいいですよ。結果的に、この1番、2番が続いてきて、こういうものに、もしこういうことになっていくんだつたら、どんどん縛りがあれすれば議会改革に逆行していますよという、俺は意味だと思うんですよ、これ。ですよ。大きく見て。

ですから、一つ一つ云々というクエスチョンに答える必要はないです、これは。それは言い合いする必要も何もないですから、要するにもっと大きな面で、古川議員は議会改革に逆行しているんじゃないのかと、縛りに縛っちゃって、先ほど私も何回も同じことを言っていますよね。その面はどうなんですかということに問いただしていると思うんですけ

れども、どうですか、それ、合っていますか。そういうことです。

議長 ほかにありますか。

花島議員 私は議会改革という言葉だけで何か考えるのは、前から反発感があるんです。議会の何をどうするかという観点で、例えば公開を広げようとか、議会で進んでいることを市民に分かりやすくしようとか、そういう具体的な話ならいいんですけども、どこかの研究所が採点づけた議会改革のランキングとか、あんなの私にとってどうでもいいことです。

我々が傍聴者の方なり、市民に対して分かりやすい議論になっているかとか、そういうことが第一だし、議論がちゃんとできるということが大事だし、それは議論がちゃんとできるということは、ただみんながわいわいがやがややることではないと、私は思っています。それぞれが何を言った。それを聞いた人は、どういうふうに認識した。意見が合うかどうかは別にして、そういうことの積み重ねだと思えますよね。

だから、何か一見見かけだけの改革とか議論の活発化というのは、私が望むところではないです。

議長 ほかに。

大和田議員 その議会改革という話と、このはてなの話なんですけれども、やはり本会議場はあくまでまとめの場であって、委員会とか全員協議会とかそういった自由闊達にできる場所があると思うんです。ここにライブ配信ですか、あるんですけども、今ICTという中でどこまでライブで映像できるか協議しています。そういった中で、議会改革の中でも開かれた議会という、そういったお話の中でもできる限り開きたいというのが、今ICTの委員の中で話されています。

それをまず公にして、そして公にした討論の中で議論をするということが開かれた議会だし、自由に討論できる場だし、市民のためにも映像をじかに見てもらう。なので、本会議ばかりじゃなくて、全てがもう今度は議員がライブ配信で本当に中継されるという状況なので、一人一人が先ほど言った緊張感ですとか、そういったものが議会改革につながっていくのかなと思います。

それには、やはり何度も言うようにルールは必要だなと思っています。

以上です。

事務局長 ちょっと話もいろいろな方面に飛んでしましまして、1番の答弁書の無い質問を認めないという部分で、総体的なまとめをしたいと思いますが、基本的にはその答弁書の無い質問は認めないではなくて、きちんと議会の規則なり申合せ事項をルールを守って、きちんと調整をした上で質問をしてくださいということに尽きると思いますので、そういう言い方に変えるということでもよろしいですか。決してその答弁の無いものは質問できないということではなくて、きちんとルールを守った上で答弁調整をしていただいて、質問をしていただくという意味ということでまとめていきたいと思っています。

それから、2番として反問権なんですけれども、簡単にご説明をさせていただきます。

反問権については、先ほどの資料の4ページ、申合せ内規にも記載があります。反問権の付与として、(1)として反問権の範囲は特に制限しない。この特に制限しないというのは、反論とかを何かそういうのを認めるじゃなくて、反問に関する部分については、何でもできますよという意味です。ここ書き方が悪いんですけども、反問権の範囲は特に制限しない。

反問というのは、基本的に相手が質問したことに対して、その質問の内容が分からないとか、その言葉が分からないであるとか、意味が分からないであるとか、そういう部分について再度お聞きするというような形になります。

反問できる者は、会議に出席している執行部職員とする。

3として、反問に対する質疑応答は一般質問の時間から削除するというのが、申合せになっておりますので、花島議員の言ったように、一般質問のときに反問があった場合には、その時間は時計は止めるということになっています。

それで、そもそもなぜその反問権というのが今出てきたかというのと、これは議会改革の初めの頃なんですけれども、北海道の栗山町というところで、その議会から議会改革というのがどんどん広まっていったんですけれども、そこで反問権というのが始まったんですね。なぜかといいますと、例えば現在、一般質問では、議員のほうはどんどん質問をされるんですけども、執行部がその質問とかに対して何も、反問する機会というのはほとんど今までどこの議会でもなかったんですね。それを認めようということで、会議規則や何かに、議会基本条例の中に、あえてそれを反問できるというふうに入れて、執行部も対等というか、議員に対してこれはどうですかとか、あれはどうですかとか、これは違いますまで入っているのかな、栗山町議会は。議会の意見に対しても、その反論、反問ができるようなのが栗山町議会が始まった。

これは画期的だということで、全国にどんどん広まって行って、議会改革のやる上では、それが入っていることが一応議会改革の条件になってきたということで、どんどん広まってきたということでございます。

ですから、先ほどの一般質問でもいろいろ話がありましたが、一般質問のやり方も各市議会とかそういう部分でいろんなやり方をしています。那珂市は、一問一答ということで今の状態になっているんですけども、ほかの議会に行くとまた違う一般質問のやり方をされていて、答弁調整なんかも最初1回ぐらいやっただけで、答弁書も渡していないとか。そうすると、結構ガチでやるところも議会によってありまして、そういうところでは、多分反問とかで聞かないと、何を聞いているのか分からない。質問と答弁がかみ合っていないとか、そういう場合にはその反問権が使われるようなところがありますけれども、那珂市の場合は、ある程度、質問と答弁が必ずかみ合うようになっていますので、きれいに。だから聞いているほうも分かりやすいし、比較的分かりやすい運営をしている議会だと思っています。

ということで、反問権というのが議会改革の一つとして全国に広がっているということです。

昔は、海野市長のときには、結構反問権があったんですが、今現在は特にはないですね。

それから、3番の現在調査している事項についての一般質問は行わないようにすることで、これ先ほど言いましたように、その書きぶりとか何かを直したほうが、分かりやすくしたほうが良いということであれば、後で検討させていただきたいと思います。

それから、4番で、議会は市長が提案する重要な政策、次に挙げる事項の説明を求める。これ笹島議員のほうから、ご提案があったんですけども、実はこれは那珂市の議会基本条例の第17条にももともと掲載がありまして、資料の2ページに那珂市の議会基本条例がございます。先ほど言った反問権もそこに入っているんですけども、17条、下のところに、市長による政策の形成情報の説明ということで、執行部が議会のほうにいろいろ説明するに当たっては、次の項目について含めた形で説明を求めるものということが書いてあります。これ笹島議員が言っているものと同じなもので、一応こういうことがあるということにはちょっと念頭に入れておいていただければと思います。

それから、5番目の地方自治法で、その専門家による勉強会をしたいというご意見が多数ありました。これについては、多分議員それぞれ何が知りたいかということが、なかなかつかみ切れないでおりますので、やるとすれば皆さんがどういうことを知りたいかということ进行调查しないと、なかなかどういう人を呼んでいいかということも分かりませんので、後日、勉強会のほうは議運でやっておりますので、議運のほうで再度検討をさせていただきたいなというふうに思います。

それから、最後に6番で、申合せ事項の文書化の配付修正でございますが、今日の時点では、特に小泉議員からあった質問、一般質問の範囲の部分についての修正をしたほうが良いというようなご意見がございました。本日の話の内容では、それ以外についての申合せ事項の変更の点はないようでございますので、これについては委員会の調査事項の一般質問できないとか、その部分について検討をさせていただきたいなというふうに思います。

一応、皆様からご意見をいただいた部分については、大体これで網羅していると思いますが、そのほか漏れている部分があれば何かご意見があればよろしく願います。

議長 何かありますか。

石川議員 すみません、局長にちょっとお伺いしますが、一番最初の答弁書のない質問は認めないとこれうたってありますが、先ほど答弁書はなくても一部認めるというような発言をなさいましたか。

事務局長 はい、そういうお話をしたのは、原則的には答弁書があるものがよろしい、それが原則なんですけれども、ただし、その前に一般質問等の答弁調整をしているときに、もしかするとこういう質問をするかもしれないとか、あとはそういう含みのある部分については、多分答弁書を作っていない部分もあるので、それはおのおの執行部と質問者が事前に

きちんと調整をしておいてくださいということです。

当日、一般質問があつて、どうしてもそちらの答弁書のない部分をやる場合においても、執行部はちゃんとそれも答えられるように、それは調整をしておいてくださいということで、必ずしも全部100%、120%の答弁書は作らなくてもいいということでございます。

石川議員 そういう取り決めがいろんな今日出てきたように、ルールが複雑になってくるんだと思うんですよ。

私は、今までやってきた市民から声を聴いて、市民の声を執行部にぶつけて、きちんとした答えをもらって、それで質疑応答する、それで全ていいと思うんですよ。こういうことを決めると、逆にまた分からなくなるような感じが私はします。これをちょっとご検討いただきたい。

事務局長 それは今現在、石川議員がやっているやり方で全然大丈夫だと思いますので、それで十分対応できます。

石川議員 それじゃなくて、局長がこういう捉え方をすると、ほかの議員もそういう捉え方をするんじゃないですかと私は言っているんですよ。答弁書がなくても質問はできるわけですよ、そうすると。そうすると、議長が一番最初に言っているように議長の対応が非常に難しいですね。議長のところには答弁書があるわけですよ。それを無視しても大丈夫だという捉え方になると、我々また難しくなるような感じがします。

事務局長 原則は答弁書を作ってくださいというのが原則です。

ただ、その何か質問の調整をしている中で、もしかするとこういうふうな質問もするかもしれない、ああいう質問もするかもしれない、これは市長答弁もする、お願いできるかもしれないという部分があれば、それも事前に執行部のほうと調整をしておけば、当日の一般質問のところで、そっちに行くという場合は、そっちもできる、執行部も答弁できるということでございますので、あくまでも今までは一応議長のところには答弁書が来ております。

ただ、各議員が執行部と調整した内容というのは、議長は全然分かりません。そこで、新たな質問が出たとしても、それはもう調整してあるものだと思って議長は進行をするということでございますので、ですからその事前に答弁書がなくても、もしかするとという部分は、ちゃんと調整をしておいてくださいということです。ルールとして。

議長 分かりましたか。

石川議員 しつこいようですけれども、前に何度か議長が言われましたね、本会議のときに。

それは質問しているんですかと。そういうことが発生しませんかということ、私、これから言っている。

事務局長 私もあれなんですけれども、ここに書いてある答弁書のない質問は認めないというような、規定とかルールというのは今のところどこにも書いてありません。あれは12月の全員協議会のほうで、私のほうでお話をしたということで、それが皆さんのある程度の認

識になっているということでございますので、こういう規定はございませんので、あくまでも十分に調整をした上で質問をしてくださいというのが前提になっています。

議長 ほかに。

古川議員 改めてのお願いなんですけど、5番の勉強会なんですけれども、これ今回の一般質問に限ってやったらどうだという話が出ましたが、皆さん方の全般的にお聞きしたいこともあるでしょうし、この間、議長からもそれは全般的にやりましょうという話になりましたよね。勉強しましょうと。

議長 何ですか。

古川議員 全般的に一般質問だけではなくて、全般的にみんなで勉強していきましょうと議長おっしゃいましたよね。ですから、今後、定期的にこういう勉強会をやっていったほうがいいと思うんですよね。

以上です。

議長 その勉強会なんですけど、テーマというのも皆さん、違うと思うんですよね。テーマも。ですから、その辺もやはり、それから講師もどういう方がいいのか、いろいろご意見があるかと思うんですよ。その辺をどういうふうにまとめていって、そしてこの勉強会に結びつけるか、その辺、皆さんの考え方、そういうこともお聞きしたいなど、私はそう思っております。

ですから、それは近いうちに局長、その辺を文書か何かで皆さんにご意見等を伺って、そしてこれはやはり全員協議会でやるんですか。全員協議会が主催でやるんですか。あるいは議会運営委員会のほうでなんですか。どうですか、皆さん。

萩谷議員 今、古川議員からありましたけれども、勉強会についてはやはり議会運営委員会のほうで検討しながら、進めていきたいと、こう考えております。

(「テーマは皆さんから」と呼ぶ声あり)

萩谷議員 だから、もちろんそれは皆さんからいろいろね、そのときそのときのテーマが変わると思いますので、これからもしていきたいと思っておりますので、議会運営委員会のほうで検討していきたいと思っています。

議長 そういうことでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長 それは後日、そのようなあれでご連絡をさせていただくことにいたします。

ほかにないようですので、それではただいま確認した内容のとおり、決定することよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長 そのように決定をさせていただきます。

長時間にわたりまして全員協議会、大変ご苦労さまでございました。

これにて全員協議会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会（午後 3 時46分）

令和 3 年 8 月 24 日

那珂市議会議長 福田 耕四郎